

記載要領等**相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書****《使用目的等》**

- 1 この届出書は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に使用してください。
 - (1) 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている特例農地等（生産緑地地区内の農地に限るものとし、生産緑地法の規定による買取りの申出がされたもの及び特定生産緑地の指定の解除がされたものを除きます。）の全部又は一部につき、租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といいます。）を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った特例農地等につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするとき
 - (2) 農業経営者又は農業相続人の相続人がその農業経営者又は農業相続人から相続（遺贈）により取得をした農地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
 - (3) 贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、その受贈者が納税猶予の適用を受けている農地等のうち農地について、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行ったときに、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
- 2 この届出書の提出方法や提出期限等は、上記 1 (1)から(3)までの区分に応じ、次のとおりとなります。

なお、この届出書は、認定都市農地貸付け等を行ったごとに提出が必要です。

 - (1) 上記 1 (1)に掲げる場合

この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内に提出してください。
 - (2) 上記 1 (2)又は(3)に掲げる場合

次の①又は②の区分に応じそれぞれに定めるとおりです。

 - ① 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき

この届出書を相続税の申告書に添付して提出してください。
 - ② 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき

相続税の申告書に「農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書」を添付して提出します。

なお、この場合には、別途、この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内に提出してください。

《記載要領等》

- 1 この届出書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行った場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行った場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書には付表 1、2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 がありますのでご注意ください。

＜相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書 記載要領等＞

なお、付表2の1、2の2及び2の3は、令和5年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。

- 3 上記《使用目的等》1(2)又は(3)に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表1に記載した農地等を相続税の申告書第12表にも記載してください。
- 4 この届出書の添付書類は『認定都市農地貸付け等に関する届出書』の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が認定都市農地貸付け等を行った場合には、特例農地等につき初めて行った認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 6 平成30年8月31日以前の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が認定都市農地貸付け等を行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成3年1月1日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。